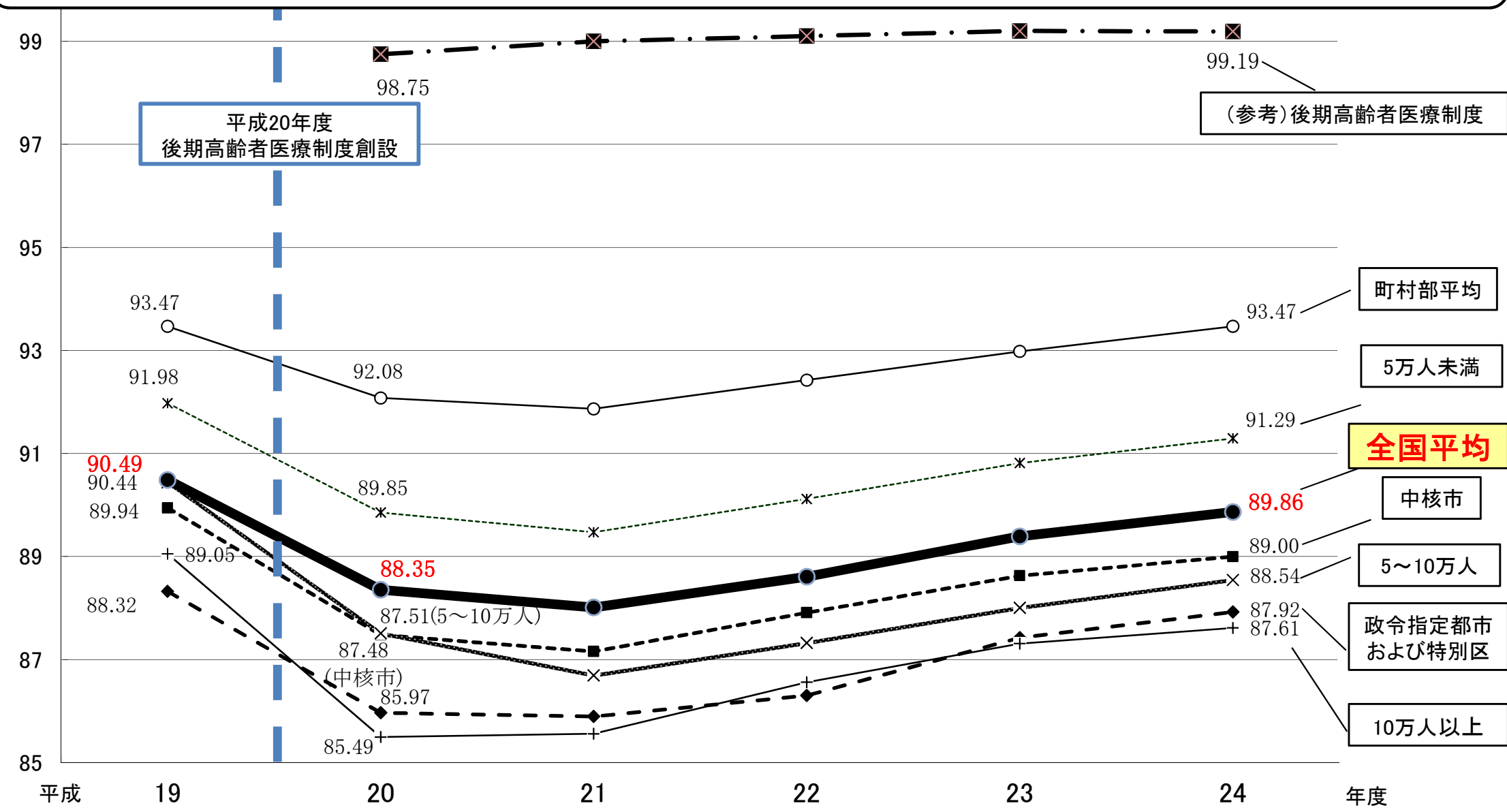


保険者規模別 国保保険料の収納率の推移について

○ 市町村国保の収納率は全体的に悪化傾向であったが、近年緩やかに上昇。
 ○ 町村部の収納率は比較的高い傾向にある。



【出典】平成24年度国民健康保険(市町村)の財政状況、平成24年度後期高齢者医療事業年報
 (注1) 市部内訳における保険者規模は、年度平均の被保険者数による。
 (注2) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。(小数点第2位未満四捨五入)

市町村国保の都道府県別収納率（現年度分）

○平成24年度の収納率を都道府県別に見ると、島根県(94.76%)が最も高く、東京都(85.63%)が最も低い。
 ○平成24年度においては、42都道府県の収納率が上昇した。

	平成23年度		平成24年度		対前年度増減	
	%	順位	%	順位	%	順位
1 北海道	90.69	26	91.33	22	0.64	13
2 青森県	88.30	40	88.69	42	0.39	28
3 岩手県	91.30	20	92.03	15	0.72	8
4 宮城県	87.98	42	89.87	39	1.89	1
5 秋田県	90.75	24	91.46	21	0.71	9
6 山形県	91.78	15	92.47	10	0.69	10
7 福島県	89.27	37	90.39	34	1.12	2
8 茨城県	88.20	41	88.73	41	0.54	19
9 栃木県	87.04	46	87.88	44	0.84	5
10 群馬県	89.63	36	90.20	35	0.56	17
11 埼玉県	87.59	43	88.16	43	0.57	16
12 千葉県	87.16	45	87.79	45	0.62	14
13 東京都	85.32	47	85.63	47	0.30	31
14 神奈川県	88.63	39	89.47	40	0.84	4
15 新潟県	92.47	8	93.03	6	0.56	18
16 富山県	93.96	2	94.09	2	0.13	37
17 石川県	91.44	17	91.29	23	▲ 0.15	45
18 福井県	90.89	23	91.28	24	0.39	27
19 山梨県	89.10	38	89.89	38	0.79	6
20 長野県	92.79	5	93.27	3	0.48	22
21 岐阜県	91.90	14	92.10	13	0.20	34
22 静岡県	89.73	35	90.02	37	0.29	32
23 愛知県	91.71	16	92.30	12	0.59	15
24 三重県	90.28	32	90.71	30	0.43	23
25 滋賀県	92.86	3	93.00	7	0.14	36

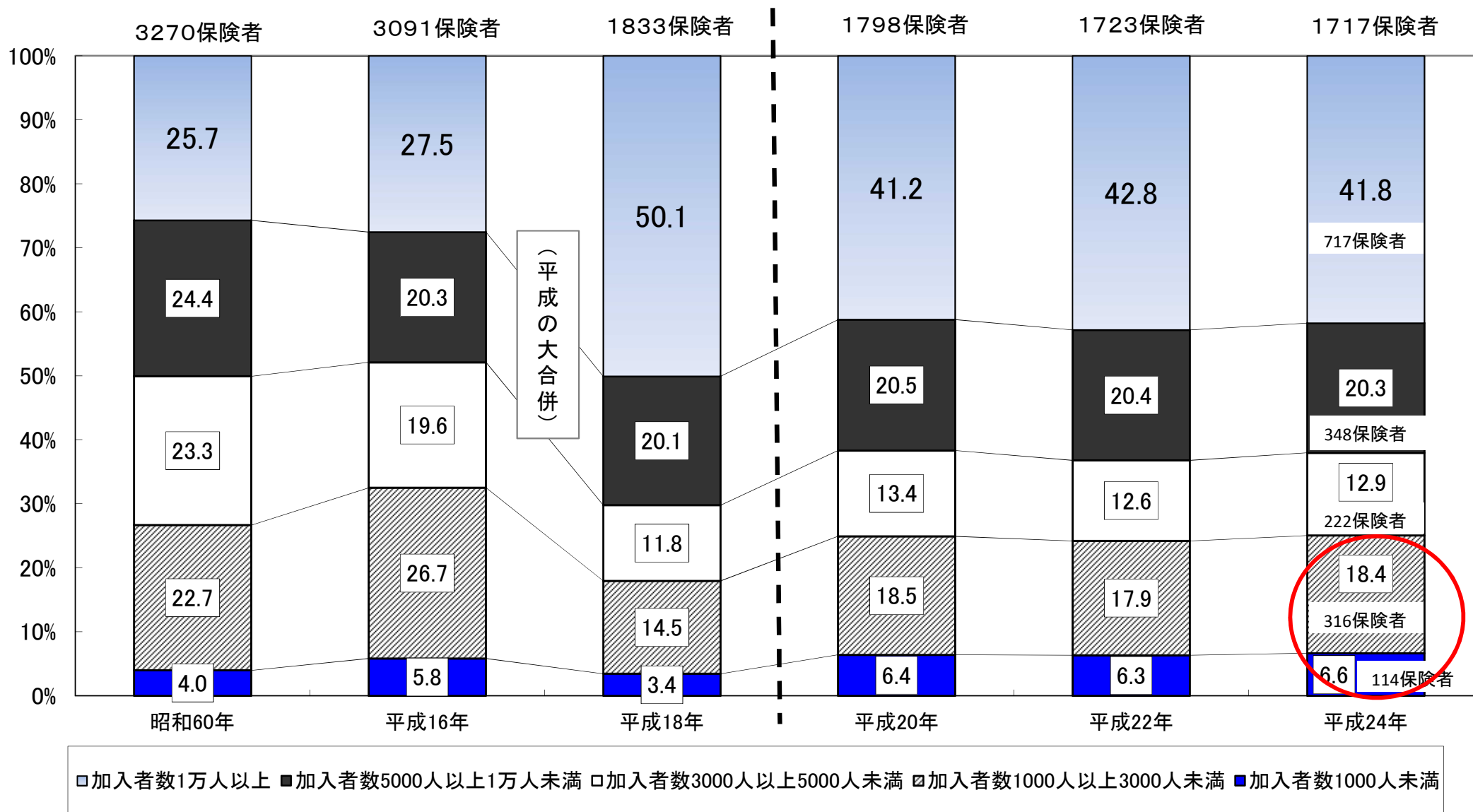
	平成23年度		平成24年度		対前年度増減	
	%	順位	%	順位	%	順位
26 京都府	92.53	7	93.05	5	0.52	21
27 大阪府	87.24	44	87.76	46	0.52	20
28 兵庫県	90.65	27	91.05	26	0.40	25
29 奈良県	91.38	18	92.05	14	0.67	11
30 和歌山県	92.33	9	91.67	20	▲ 0.66	47
31 鳥取県	90.39	29	91.25	25	0.86	3
32 島根県	94.60	1	94.76	1	0.16	35
33 岡山県	90.10	33	90.50	32	0.40	26
34 広島県	90.08	34	90.12	36	0.04	42
35 山口県	91.33	19	91.69	19	0.36	29
36 徳島県	90.38	30	90.80	29	0.43	24
37 香川県	91.97	13	91.93	18	▲ 0.05	44
38 愛媛県	92.70	6	92.81	8	0.11	39
39 高知県	91.98	12	91.97	16	▲ 0.01	43
40 福岡県	90.75	25	90.86	27	0.11	38
41 佐賀県	92.80	4	93.15	4	0.34	30
42 長崎県	92.21	10	92.46	11	0.25	33
43 熊本県	90.52	28	90.63	31	0.11	40
44 大分県	91.20	21	91.95	17	0.75	7
45 宮崎県	91.14	22	90.86	28	▲ 0.28	46
46 鹿児島県	90.34	31	90.43	33	0.09	41
47 沖縄県	92.02	11	92.68	9	0.65	12
全国	89.39	—	89.86	—	0.47	—

(出所) 平成24年度国民健康保険事業年報

(注1) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。(小数点第2位未満四捨五入)

保険者規模別構成割合の推移

平成24年9月末時点で、1,717保険者中430保険者(約1/4)が被保険者数3,000人未満の小規模保険者。

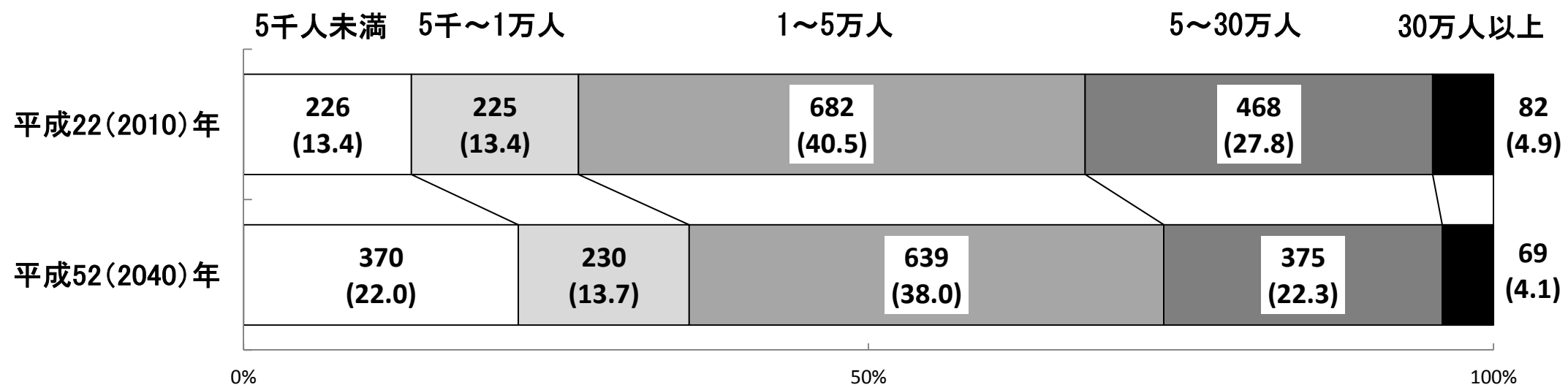


(出所):「国民健康保険実態調査」

(注)平成20年度に後期高齢者医療制度が創設され、被保険者数が減少していることに留意が必要。

【参考】平成22年(2010年)と平成52年(2040年)における 総人口の規模別にみた市町村数と割合 (推計)

○ 平成52年(2040年)には、5分の1以上の自治体で総人口が5千人未満になる。
(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計))



【出所】国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』

注1) グラフ中の数字は自治体数、カッコ内の数字は1,683市区町村に占める割合(%)。

対象となる自治体は、2013年3月1日現在の1,683市区町村であり、県全体について将来人口を推計した福島県内の市町村は含まない。

注2) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

都道府県別1人当たり医療費の格差の状況（平成24年度）

	保険者別1人当たり医療費			都道府県別1人当たり医療費			
	最大	最小	格差	1人当たり医療費	順位		
北海道	初山別村	543,834	別海町	228,478	2.4倍	353,697	13
青森県	佐井村	351,020	大間町	232,841	1.5倍	295,626	39
岩手県	釜石市	391,697	野田村	265,072	1.5倍	323,487	27
宮城県	山元町	370,305	大衡村	268,509	1.3倍	326,119	24
秋田県	上小阿仁村	408,748	大潟村	227,029	1.8倍	340,297	18
山形県	山辺町	384,824	最上町	268,538	1.4倍	322,989	28
福島県	楡葉町	415,195	西郷村	264,223	1.6倍	319,157	31
茨城県	北茨城市	331,791	鉾田市	238,466	1.4倍	273,408	46
栃木県	日光市	308,885	益子町	252,141	1.2倍	284,464	44
群馬県	南牧村	518,634	昭和村	231,183	2.2倍	291,317	41
埼玉県	東秩父村	324,925	戸田市	260,716	1.2倍	287,665	42
千葉県	長南町	363,509	旭市	239,237	1.5倍	283,246	45
東京都	利島村	495,266	小笠原村	160,469	3.1倍	285,233	43
神奈川県	山北町	348,551	大井町	271,417	1.3倍	297,302	38
新潟県	阿賀町	409,241	湯沢町	254,130	1.6倍	323,939	26
富山県	朝日町	382,183	高岡市	330,010	1.2倍	341,784	17
石川県	宝達志水町	419,263	野々市市	328,098	1.3倍	360,345	12
福井県	美浜町	403,483	おおい町	275,538	1.5倍	338,029	20
山梨県	早川町	447,897	西桂町	243,983	1.8倍	298,777	37
長野県	天龍村	408,869	平谷村	163,345	2.5倍	303,819	35
岐阜県	七宗町	373,560	輪之内町	261,037	1.4倍	313,620	33
静岡県	河津町	343,384	清水町	269,031	1.3倍	298,818	36
愛知県	豊根村	414,535	田原市	234,477	1.8倍	292,079	40
三重県	紀北町	396,653	度会町	273,513	1.5倍	320,469	30

	保険者別1人当たり医療費			都道府県別1人当たり医療費			
	最大	最小	格差	1人当たり医療費	順位		
滋賀県	野洲市	338,064	甲良町	284,125	1.2倍	312,211	34
京都府	笠置町	389,910	京丹後市	297,787	1.3倍	325,233	25
大阪府	岬町	400,478	泉南市	276,134	1.5倍	329,224	22
兵庫県	相生市	391,432	豊岡市	292,729	1.3倍	332,525	21
奈良県	上北山村	506,833	下北山村	262,432	1.9倍	316,103	32
和歌山県	北山村	411,148	みなべ町	233,404	1.8倍	321,692	29
鳥取県	境港市	417,904	北栄町	308,933	1.4倍	338,265	19
島根県	川本町	526,676	隠岐の島町	334,513	1.6倍	383,023	2
岡山県	高梁市	416,813	新庄村	301,658	1.4倍	364,296	10
広島県	大崎上島町	460,744	福山市	335,626	1.4倍	373,288	6
山口県	上関町	473,445	下松市	351,506	1.3倍	387,180	1
徳島県	上勝町	462,579	藍住町	314,248	1.5倍	367,196	9
香川県	直島町	423,626	宇多津町	323,419	1.3倍	381,664	3
愛媛県	久万高原町	432,920	宇和島市	304,112	1.4倍	342,563	16
高知県	大豊町	465,450	四万十市	305,177	1.5倍	363,076	11
福岡県	豊前市	446,169	新宮町	296,336	1.5倍	343,734	15
佐賀県	江北町	435,359	玄海町	302,853	1.4倍	372,102	7
長崎県	長崎市	424,395	小値賀町	288,883	1.5倍	374,159	5
熊本県	水俣市	481,638	小国町	277,154	1.7倍	344,013	14
大分県	津久見市	438,092	姫島村	312,123	1.4倍	376,407	4
宮崎県	美郷町	408,583	都農町	275,221	1.5倍	328,134	23
鹿児島県	いちき串木野市	455,675	与論町	231,605	2.0倍	369,295	8
沖縄県	渡名喜村	395,398	座間味村	162,343	2.4倍	268,473	47

(※) 3～2月診療ペースである。
(出所)国民健康保険事業年報

1人当たり医療費 全国平均：315,856円

都道府県内における1人当たり所得の格差（平成23年度）

	平均所得(万円)	最高		最低		格差
		(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	
北海道	54.6	猿払村	252.6	赤平市	31.4	8.0
青森	44.1	六ヶ所村	69.1	今別町	31.5	2.2
岩手	45.5	普代村	59.4	大槌町	30.9	1.9
宮城	51.0	色麻町	60.9	女川町	35.3	1.7
秋田	44.0	大潟村	202.2	五城目町	34.6	5.8
山形	51.5	三川町	59.5	小国町	37.0	1.6
福島	47.3	飯舘村	81.9	浪江町	27.3	3.0
茨城	62.0	美浦村	81.1	北茨城市	43.0	1.9
栃木	65.3	宇都宮市	79.9	茂木町	45.1	1.8
群馬	58.2	嬬恋村	104.3	上野村	38.0	2.7
埼玉	72.3	和光市	91.9	神川町	48.0	1.9
千葉	72.1	浦安市	107.2	九十九里町	51.3	2.1
東京	91.4	千代田区	192.0	奥多摩町	57.5	3.3
神奈川	85.6	葉山町	114.0	真鶴町	66.4	1.7
新潟	53.3	津南町	62.4	阿賀町	38.3	1.6
富山	59.3	黒部市	65.5	氷見市	51.2	1.3
石川	58.1	野々市市	70.0	穴水町	43.3	1.6
福井	59.0	敦賀市	63.9	おおい町	49.9	1.3
山梨	57.9	山中湖村	82.1	丹波山村	40.8	2.0
長野	55.1	軽井沢町	134.9	売木村	29.1	4.6
岐阜	64.4	白川村	97.8	飛騨市	54.6	1.8
静岡	77.0	浜松市	106.4	南伊豆町	46.6	2.3
愛知	76.9	飛島村	115.4	東栄町	52.8	2.2
三重	60.9	木曽岬町	83.4	紀宝町	42.3	2.0

	平均所得(万円)	最高		最低		格差
		(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	
滋賀	60.7	栗東市	85.8	豊郷町	42.6	2.0
京都	53.5	長岡京市	70.3	井手町	41.5	1.7
大阪	53.3	箕面市	75.8	泉南市	37.7	2.0
兵庫	57.6	芦屋市	107.1	新温泉町	42.5	2.5
奈良	55.3	生駒市	75.3	野迫川村	33.5	2.2
和歌山	45.7	みなべ町	63.7	湯浅町	36.5	1.7
鳥取	45.4	北栄町	59.0	江府町	34.9	1.7
島根	50.9	海士町	62.5	津和野町	39.6	1.6
岡山	51.5	真庭市	63.2	美咲町	35.2	1.8
広島	59.3	海田町	69.7	安芸太田町	44.1	1.6
山口	51.2	光市	60.2	上関町	42.1	1.4
徳島	42.2	松茂町	58.6	つるぎ町	24.8	2.4
香川	52.4	直島町	71.8	小豆島町	40.6	1.8
愛媛	47.2	松山市	57.0	松野町	25.4	2.2
高知	43.5	馬路村	61.1	大豊町	24.5	2.5
福岡	49.2	新宮町	73.0	川崎町	21.6	3.4
佐賀	50.0	佐賀市	57.4	大町町	35.7	1.6
長崎	43.4	長与町	56.2	五島市	34.3	1.6
熊本	47.3	嘉島町	58.6	津奈木町	24.3	2.4
大分	42.6	竹田市	48.0	姫島村	24.3	2.0
宮崎	41.8	新富町	49.3	日之影町	31.3	1.6
鹿児島	39.1	南九州市	50.2	伊仙町	15.3	3.3
沖縄	36.5	北大東村	62.8	多良間村	14.1	4.5

1人当たり所得 全国平均：63.3万円

(注1)厚生労働省保険局「平成24年度国民健康保険実態調査」(保険者票)における平成23年所得である。

(注2)ここでいう「所得」とは、旧ただし書所得(総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額から基礎控除を除いた金額)である。

国保保険料の都道府県内格差（平成24年度）

	保険者別1人当たり保険料(税)調定額			都道府県別1人当たり 保険料(税)調定額			
	最大	最小	格差	調定額	順位		
北海道	猿払村	148,439	三笠市	58,322	2.5倍	83,945	20
青森県	平内町	95,531	深浦町	54,968	1.7倍	78,373	35
岩手県	矢巾町	84,347	陸前高田市	37,400	2.3倍	70,188	44
宮城県	栗原市	92,353	女川町	36,685	2.5倍	73,287	42
秋田県	大湯村	138,740	小坂町	53,421	2.6倍	75,867	38
山形県	山形市	100,071	西川町	61,466	1.6倍	86,578	13
福島県	玉川村	84,788	葛尾村・川内村	0	-	67,488	46
茨城県	境町	103,245	常陸大宮市	61,388	1.7倍	82,093	24
栃木県	上三川町	124,878	那珂川町	72,726	1.7倍	89,203	6
群馬県	榛東村	109,324	上野村	56,626	1.9倍	86,065	15
埼玉県	川島町	97,359	小鹿野町	54,838	1.8倍	83,835	21
千葉県	富津市	101,827	成田市	65,016	1.6倍	86,004	16
東京都	千代田区	120,724	三宅村	40,953	2.9倍	84,866	17
神奈川県	南足柄市	110,942	座間市	71,519	1.6倍	90,424	4
新潟県	粟島浦村	89,101	糸魚川市	57,329	1.6倍	79,704	31
富山県	南砺市	94,640	氷見市	73,706	1.3倍	86,808	12
石川県	加賀市	103,492	珠洲市	74,085	1.4倍	90,487	3
福井県	美浜町	95,804	池田町	55,931	1.7倍	86,386	14
山梨県	富士河口湖町	108,757	丹波山村	58,101	1.9倍	88,041	9
長野県	山形村	99,396	大鹿村	34,690	2.9倍	75,893	37
岐阜県	美濃市	105,184	飛騨市	68,128	1.5倍	90,698	2
静岡県	御前崎市	102,386	川根本町	60,763	1.7倍	92,340	1
愛知県	南知多町	100,050	東栄町	49,728	2.0倍	88,440	7
三重県	朝日町	113,768	大紀町	55,722	2.0倍	87,701	10

	保険者別1人当たり保険料(税)調定額			都道府県別1人当たり 保険料(税)調定額			
	最大	最小	格差	調定額	順位		
滋賀県	栗東市	107,064	甲良町	63,994	1.7倍	88,104	8
京都府	長岡京市	91,250	伊根町	51,960	1.8倍	80,770	27
大阪府	岬町	96,365	田尻町	70,024	1.4倍	80,554	29
兵庫県	猪名川町	95,951	養父市	59,858	1.6倍	81,027	26
奈良県	生駒市	102,797	下北山村	45,273	2.3倍	82,744	23
和歌山県	上富田町	98,033	古座川町	43,143	2.3倍	78,786	34
鳥取県	鳥取市	84,804	智頭町	43,400	2.0倍	78,838	33
島根県	松江市	90,638	津和野町	63,031	1.4倍	82,791	22
岡山県	瀬戸内市	89,362	鏡野町	57,386	1.6倍	81,916	25
広島県	安芸高田市	93,338	神石高原町	57,062	1.6倍	87,159	11
山口県	萩市	101,987	上関町	61,898	1.6倍	90,359	5
徳島県	鳴門市	90,392	つるぎ町	57,603	1.6倍	80,743	28
香川県	多度津町	95,368	小豆島町	66,474	1.4倍	84,513	19
愛媛県	四国中央市	86,641	愛南町	54,226	1.6倍	75,586	39
高知県	馬路村	91,740	仁淀川町	45,261	2.0倍	74,956	41
福岡県	広川町	88,471	添田町	50,727	1.7倍	75,106	40
佐賀県	神埼市	97,610	玄海町	67,080	1.5倍	84,656	18
長崎県	雲仙市	82,621	五島市	54,481	1.5倍	71,869	43
熊本県	あさぎり町	97,622	津奈木町	55,218	1.8倍	79,194	32
大分県	竹田市	94,668	姫島村	46,413	2.0倍	79,888	30
宮崎県	新富町	90,285	椎葉村	56,983	1.6倍	77,492	36
鹿児島県	中種子町	81,901	伊仙町	35,264	2.3倍	69,753	45
沖縄県	北谷町	69,203	伊平屋村	28,591	2.4倍	53,974	47

(注1) 保険料(税)調定額には介護納付金分を含んでいない。

(注2) 被保険者数は3~2月の年度平均を用いて計算している。

(注3) 東日本大震災により保険料(税)が減免されたため、1人当たり保険料調定額が小さくなっている保険者がある
福島県を除くと東京都の格差が最大となる。

(※)平成24年度 国民健康保険事業年報を基に作成

1人当たり保険料(税)全国平均：82,744円

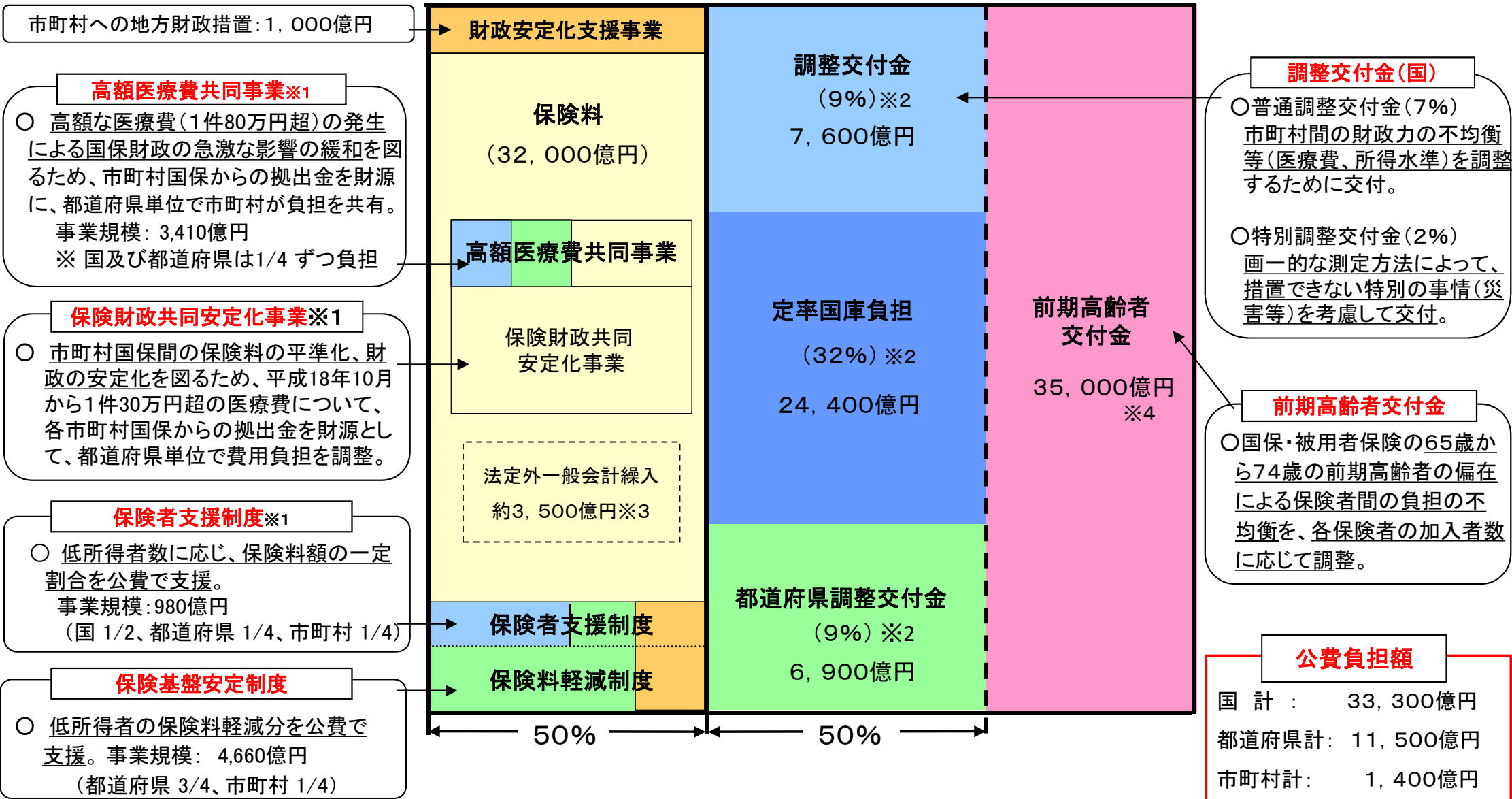
国民健康保険について

3. 市町村国保に対する既存の施策

市町村国保財政の現状

医療給付費等総額: 約114,100億円

(平成26年度予算ベース)



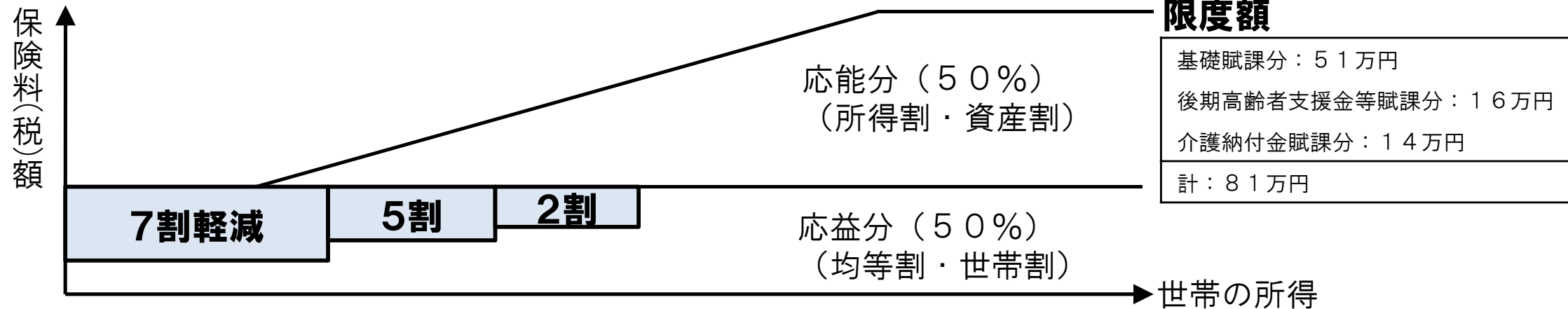
※1 平成22年度から平成26年度まで暫定措置。平成27年度以降恒久化。

※2 それぞれ給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある。

※3 平成24年度決算(速報値)における決算補填等の目的の額 ※4 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる。

国民健康保険料（税）の仕組み

- 市町村（保険者）は、国民健康保険の給付費の約50%を被保険者が負担する国民健康保険料（税）により賄うこととされている。
- 保険料（税）については、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分（所得割、資産割）と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分（均等割、世帯割）から構成される。
- 世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分保険料（税）（均等割・世帯割）の7割、5割又は2割を軽減している。



減額割合	対象者の要件 (例: 3人世帯(夫婦40歳、子1人)夫の給与収入のみの場合)
7割	33万円以下 (給与収入 98万円以下)
5割	33万円 + (被保険者数) × 24.5万円以下 (給与収入 178万円以下)
2割	33万円 + (被保険者数) × 45万円以下 (給与収入 266万円以下)

国民健康保険の保険料の軽減について

一人当たり月額
約3100円

基本

応益割

+

応能割

※保険料額は旧ただし書・4方式を採用する平成24年度全国平均値より3人世帯として算出

低所得者

<対象者>

× 0.8

約2500円

+

応能割

約425万人

× 0.5

約1500円

+

応能割

約442万人

× 0.3

約900円

+

応能割

約807万人

2割軽減
(給与収入266万円以下)

5割軽減
(給与収入178万円以下)

7割軽減
(給与収入98万円以下)

※給与収入は、3人世帯における例

※対象者数は平成24年度国民健康保険実態調査報告に平成26年度軽減拡大による5割軽減200万人拡大を加味

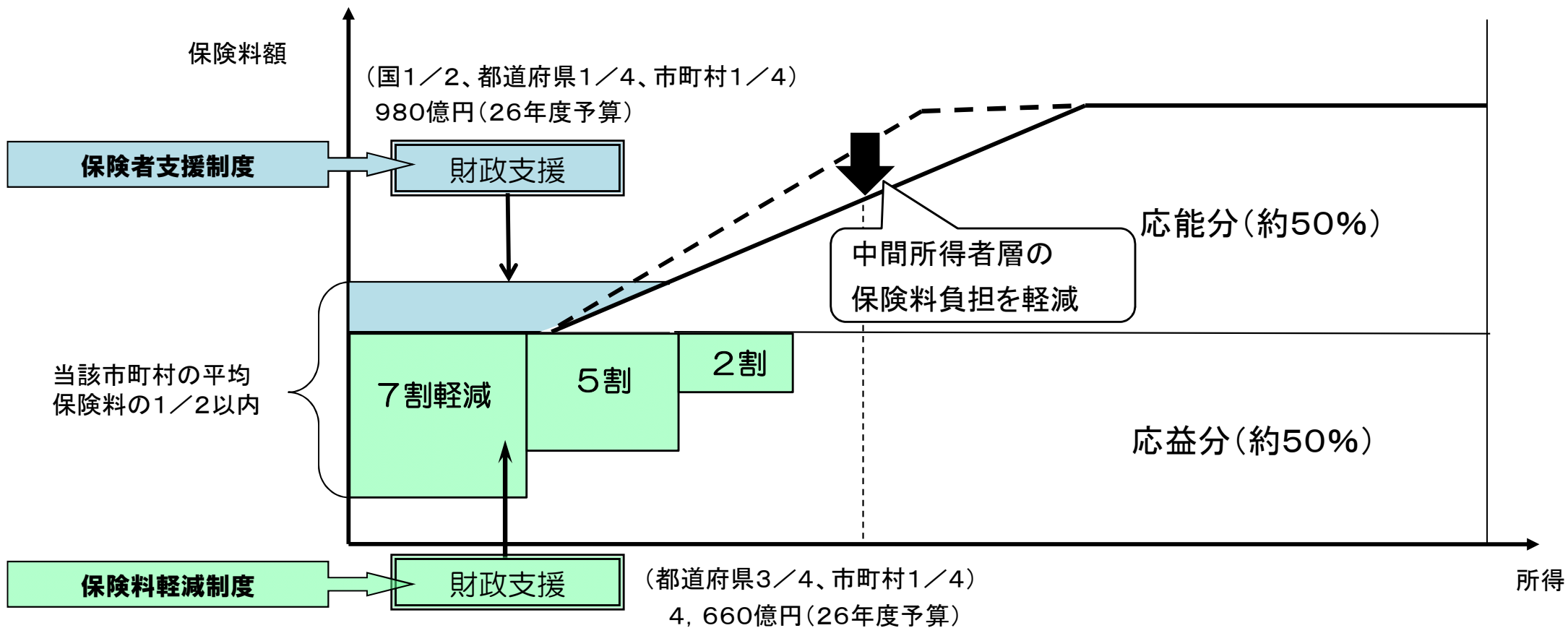
保険者支援制度及び保険料軽減制度の概要

○保険者支援制度

保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、平均保険料の一定割合を保険者に対して財政支援。

○保険料軽減制度

保険料軽減(応益分の7割、5割、2割)の対象となった被保険者の保険料のうち、軽減相当額を公費で財政支援。



高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業の概要

○高額医療費共同事業

高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、市町村国保からの拠出金を財源として、市町村が負担を共有。その際、市町村国保の拠出金に対し、都道府県及び国が財政支援。

○保険財政共同安定化事業

都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、一件30万円を超える医療費について、市町村国保の拠出により負担を共有する共同事業を実施。

※拠出割合は、医療費実績割50、被保険者割50とするが、都道府県が、市町村の意見を聴いて変更可能。

都道府県単位の共同事業

(事業主体:各都道府県の国民健康保険団体連合会)

高額医療費共同事業

事業規模 約3,410億円(平成26年度予算ベース)
(国1/4、都道府県1/4、市町村国保の拠出金1/2)
該当する高額医療費の実績(3年平均)に応じて拠出
→ 医療費の急激な変動を緩和

保険財政共同安定化事業

事業規模 約1兆1,800億円(平成22年度)
(全額:市町村国保の拠出金)

次の(1):(2)=50:50で拠出
(1)該当する高額医療費の実績(3年平均)に応じて拠出
→ 医療費の急激な変動を緩和
(2)被保険者数に応じて拠出
→ 保険料を平準化

1人1か月80万円超の医療費
に関する共同事業※1

1人1か月30万円超の医療費
に関する共同事業※2

平成27年度以降、事業対象を
全ての医療費に拡大予定

実際に発生した
医療費に応じて交付

交付金
拠出金

交付金
拠出金

交付金
拠出金

A市

B町

C村

保険財政共同安定化事業について、都道府県が広域化等支援方針に定めることにより、

- ①30万円以下の額から行うこと、
- ②被保険者数に応じて拠出する割合を50%以上にすること、
- ③高額医療費の実績や被保険者数に応じた拠出だけでなく、所得に応じた拠出を行うことが可能に。

※1 医療費のうち80万円を超える額を対象としている

※2 30万円を超えるレセプトのうち、8万円(自己負担相当分)を控除した額を対象としている